

児童扶養手当のご紹介

この手当は、父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図ることを目的として支給される手当です。

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して

どういう子どもが対象なの？

■つぎのいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。中度以上の障害のある児童については20歳未満)を監護していて、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が離婚をした児童
- ②父または母が亡くなった児童
- ③父または母の生死が明らかでない児童
- ④母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童(その他にも対象となる要件があります、詳しくはお問い合わせください)



どのくらいもらえるの？

■扶養親族の数や本人所得及び同居扶養義務者の所得によって決められ、手当は4月、8月、12月に支給されます。

[平成26年3月現在の手当月額] ※4月以降は0.3%引き下げになります

- 全部支給 41,140円
- 一部支給 41,130円 ~ 9,710円
- 2人目加算 5,000円 3人目以降加算 3,000円

受給資格はあっても、所得額が制度上定める限度額を超えている場合は、支給額が0円(全部停止)になります。

どうすれば支給されるの？

■受給するためには必要書類を添えて申請が必要です。詳しくは福祉事務所までお問い合わせください。

ご注意ください

■手当を受給されている方(全部停止となっている方を含む)が、住所を変更した場合や世帯の状況が変わった場合(婚姻や内縁関係、出生など)は、届け出が必要です。届け出が遅れると、その分手当が受給できなくなったり、理由によっては返還していただく場合があります。

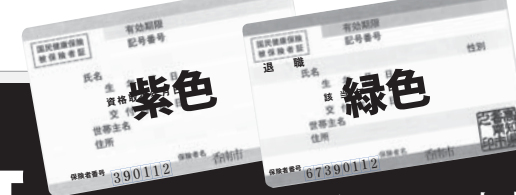


国保だより

国保への加入や脱退の届け出はお忘れなく
勤め先などの健康保険に加入・脱退した場合、または市から
転出・転入した場合などは国保への届け出が必要です。

平成26年度の新しい
保険証を3月下旬に郵送
します。保険証はピンク色の
封筒に入れて、世帯員全員分
を一つの封筒で郵送します。
重なっている場合があります
ので十分にご確認ください。

26年度の
・保険証 (一般は紫色・退職は緑色)
・高齢受給者証 (ピンク色
はがき大)
を郵送します



届け出が必要なケースおよび必要なもの

次のような時には、必ず2週
間以内に届け出してください。

- ・他の市町村から転入したとき
- ・印鑑
- ・転出証明書
- ※まずは香南市への転入手続きを行ってください

他の市町村へ転出するとき

- ・印鑑
- ・香南市の国保保険証
- ※まずは香南市からの転出手続きを行ってください

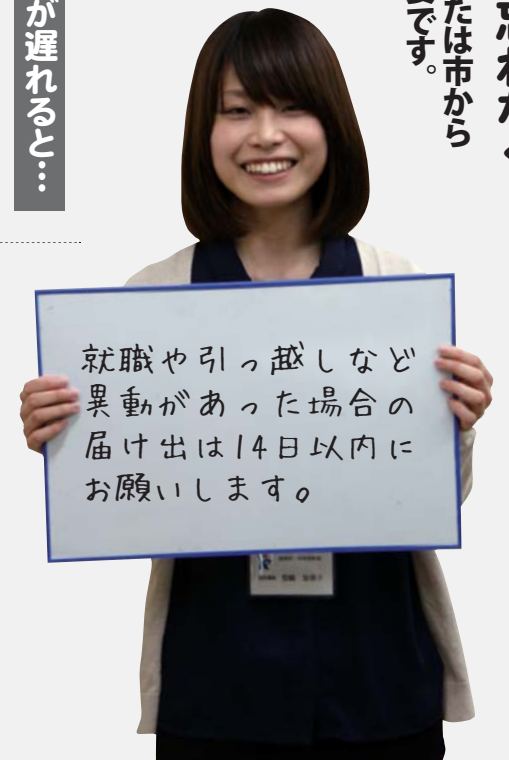


保険証は切り取って
お使いください

届け出が遅れると...

■国保の資格がないのに、その
まま国保保険証を使って医
療機関を受診した場合、国保
が負担した金額(医療費から
自己負担額を除いた金額)を、
市に返していただくことがあ
ります。

■健康保険などに加入してい
ないのに、国保加入の届け出
が遅れると、保険証がないた
め、医療費の全額が自己負担
になります。また、国保加入資
格が発生した時点でさかのぼ
って、国保税を納めなければ
なりません。



市外に住所がある学生やこれから市
外に住所を移す学生のみならずへ
「修学中の被保険者の特例(マル学)」の届け
出ができます。

修学のために市外に転出する学生は、マ
ル学の届け出をすることにより、転出前
と同じく香南市の国保で医療が受けられ
ます。(国保税納税義務者は転出前の世帯
主です。)

- 届け出に必要なもの
- *印鑑
- *学生証または在学証明書
- *香南市の国保保険証

マル学が適用されている学生が、学生
でなくなった時は、香南市国保の資格喪失
となりますので、必ずマル学非該当の届
け出をしてください。